

# 第14回 塩尻市議会報告会 えんてらす会場記録（概要）

令和4年5月25日（火）午後7時から 北部交流センターえんてらす

## ◎ 報告内容

### ～議会提案による条例制定～

- ・「塩尻市議会基本条例」
- ・「塩尻市手話言語条例」の概要と制定の経過
- ・市民の声を反映した政策提言と、その政策提言が反映された「塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」

## ◎ 事前にお寄せいただいたご意見・ご質問・ご要望と、その回答など

- 1 昨年8月の豪雨災害で通行止めとなっている今村橋付近の道路は、いつ頃から通行可能になるか。  
→（回答）市建設課が河川管理者であり災害復旧工事を実施している長野県に確認した現時点での情報は次のとおり。
  - ・右岸上流の道路 災害復旧工事発注済み R5年3月までには通行可能予定
  - ・右岸下流の道路 災害復旧工事発注済み R5年3月までには通行可能予定
  - ・左岸上流の道路 災害復旧工事をR4年6月に発注予定 通行可能時期は未定
  - ・左岸下流の道路 災害復旧工事発注済み R4年7月までには通行可能予定
- 2 原新田・太田井堰の水害対策について。太田井堰の水路について本年度調査費用がついたと聞いているが、具体的にどのような調査がいつごろから実施されるのか。  
→（回答）市農林課によると、現在、測量設計業務を7月末工期で行っている。今回の業務の中で、原新田区へ流れこむ水量を減らす為の排水路のルート検討及び実施設計を行う、とのこと。
- 3 マレットゴルフ場（奈良井川）と奈良井川リバーサイドパークの仮設トイレに洋式アタッチメントをつけてほしい。虫が多いので殺虫剤もほしい。  
→（回答）市建設課によると、該当するトイレ2箇所については、建設課が専門業者とリース契約し設置している。トイレの清掃業務も含め、左岸のマレットゴルフ場は地元のマレットゴルフクラブ、右岸のリバーサイドパークはシルバー人材センターに維持管理をお願いしている。  
これまで施設改善に関する要望は地元区やマレットゴルフクラブから要望され、可能なものは改善を図ってきたが、トイレの洋式化についての要望は今のところ伺っていない。今後、地元区やマレットゴルフクラブから要望があれば設置の検討を行う、とのこと。
- 4 自然博物館の移転先は。  
→（回答）市文化財課は、市議会3月定例会社会文教常任委員会において次の点を報告
  - ・移転先及び施設整備の詳細については、現在の財政フレーム及び財政推計との整合性を図る中で、事業規模及び内容を精査し、令和4年度行政評価・実施計画（9月）におい

て決定する。

・移転先は市遊休施設をリノベーションすることとしているため、現在は市遊休施設の現状確認やリノベーションの手法等について検討をしている。

5 **手話言語条例**で手話も共通言語とするならば、**要約筆記**をもっと簡単に手配でき、利用できるようにしてほしい。

→ (回答) 市福祉課では、窓口、FAX、電子メールで、要約筆記者も手話通訳者の派遣と同様申込を受け付けている。希望日時や場所、目的など簡単な記入のみで申請可能。

## ◎ 会場での意見交換

1 **要約筆記**は耳が聞こえない高齢者や健常者でも確認し易いなどコミュニケーションの有力な手段。今は動画で配信する時代。そうするとデフォルトで手話や要約筆記が必要になる。国では障害者アクセシビリティ推進法がまもなく施行されるなか、手話だけでなく点字、字幕等含めたあらゆるものをバリアフリーにしていくことになるので、手話だけでなくもっと広い観点で検討いただきたい。

→ (回答) 今回の塩尻市手話言語条例は、まずは市民の皆さんに手話は言語であることを知っていただき、ろう者の皆さんのコミュニケーションについて助け合っていきましょうという理念を定めたもの。

障がい者のコミュニケーション手段については、市では別の形で、障害者福祉プランで具体的な対策を定め充実させていくことになっている。今後、障害者コミュニケーション法などが制定されるということになれば、条例でこれを定めていくことになる。いずれにしてもそれらの環境整備について、議会としてもしっかりやっていきたい。

2 **ソーラーパネル太陽光発電**について、10年後の塩尻アンケートがあったが、炭素排出量のデータが2013年のものだった。今ホントに**脱炭素**を推進しないと深刻な事故が起こりかねない。「適正な設置」条例だったが、「積極的な設置」で自治体をもっと設置を後押しするような積極的な脱炭素を前面に出すような姿勢を示してもらいたい。

→ (回答) 再生可能エネルギーの導入は進めていかななくてはならない。市でも抑制する部分と促進する部分の両方を同時に進めていく必要があるが、今回の条例は抑制するための区域を定めていくもので、業者に作るなど決して言っているわけではないのでご理解いただきたい。

3 **手話言語条例**の第7条で、「施策の推進に関する方針を策定する」となっており「具体的な施策を推進する」というふうにしなかったのはなぜか。もっと市議会の積極的な関与が必要ではないか。

→ (回答1) 市議会の関与については、案文作成の最初の段階で検討したが、具体的な施策の執行権は市長にあるので、地方自治法上の市長の権限を冒さない範囲に表現をとどめることとした。

→ (回答2) 議会の関与については、この条例が議決・施行後も議会と行政側が参加する条例検討委員会というものが引き続き残っていて、ここで具体的な施策や予算について検討することになっておりチェックを入れられる。現に先日もこの会議が開催され突っ込んだ議論、検討がなされている。